調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県 市区町村数

_														巾区町村剱	25		
都道		市			事	庁内	諮問	■ #	同参画に関する条例				共同参画に関する 4月1日現在で有効				
	町	区		所	務	内連絡	機		 有		無	,,,,,,	有	, 0. 0. 0.			無
県	村	⊞⊤	担当課(室)名			会	闡				現						
□ : 	⊐ 	村	20日本(主)日	属	所	会議の有	有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	死の状況	計画名称	計	画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策の 方法	現在 の 状況
ド	ド	名			掌	無	無				況				IXI IX	刀压	
	7					9	15	4			$\overline{}$	25					
5 2	201 和	秋田市	生活総務課	1	2	0	1					第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画 パートナーシップ・ブラン〜ともに生きる社会めざして〜	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
5 2	02 f	能代市	市民活力推進課	1	2	0	1				0	第2次能代市男女共同参画計画	2018年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
5 2	·03 ‡	黄手市	地域づくり支援課	1	2	1	1				0	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
			企画調整課	1	2	0	0				_	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2			企画政策課	1	2	0	0					第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2			協働事業推進課	1	2	_		湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2	09 F	鹿角市	生活環境課	1	2	1	1				0	第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2	10 E	由利本荘市	総合政策課	1	2	0	1	由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2	11 %	爲上市	企画政策課	1	2	1	1	潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日		第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2	12	大仙市	総合政策課	1	2	1	1	大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	
5 2	13	北秋田市	生活課	1	2	0	0				0	第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
5 2	14 (こかほ市	子育て支援課	1	2	1	1				0	第3次にかほ市男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
5 2	15 f	山北市	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次仙北市男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
5 3	03 /	小坂町	総務課	1	2	0	0				0	第2次小坂町男女共同参画推進計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
5 3	27_	上小阿仁村	総務課	1	2	1	1				0	上小阿仁村男女共同参画計画	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	
			総務課	1	2	0	0				0	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
		-	企画政策課	1	2	1	1					第3次三種町男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
5 3	49	八峰町	総務課	1	2	0	0				0	八峰町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
5 3	61 3	五城目町	総務課	1	2	0	0				0	五城目町男女共同参画計画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	0	1	
			総務課	1	2	0	0				0	八郎潟町男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
			総務課	1	2	0	0				0	第3次井川町男女共同参画計画	2020年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
			生活環境課	1	2	_	1					第4次大潟村男女共同参画社会行動計画	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	
5 4	34 ∄	美郷町	企画財政課	1	2	0	1					第2次美郷町男女共同参画みさと計画	2015年4月1日	~ 2022年3月31日	0	1	
			企画財政課	1	2	0	1				U	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4 次計画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
5 4	64 J	東成瀬村	企画課	1	2	0	0				0	東成瀬村男女共同参画計画	2014年4月1日	~ 2024年3月31日	0	1	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局

庁内連絡会議 1 有 0 無

2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
- 2 1ではない

諮問機関

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20)21年4月1日現在	で開設済の施設)							
道	区	区								施	設		管理	·運営:	主体
府	町					Ā	f在地等				態	施	設管理		業運営
県	村	町													指
Π –	\Box	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複合	直営	指定管理者	その他	指定管理者
ド	ド	名											者		者
			7							1	6	5	2	0 6	0 1
5	201	秋田市								Ì					
		用を1く口	能代市男女共同参画支援コー ナー		016-0842	能代市追分町4一26 能代市勤労青少年 ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro .lg.jp/sangyo/danjo- kyodo/5969		0		0		0
		横手市													
		大館市											$\sqcup \downarrow$		
			男鹿市男女共同参画推進活動室			男鹿市船川港比詰字大沢田44—4	0185-24-3140					0		0	
			湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750			0	0	$\perp \perp$	0	!
		鹿角市											\sqcup		!
5	210	由利本荘市											\vdash		
			潟上市男女共同参画センター	ウィズ	018-1401	潟上市昭和大久保字元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211	https://www.city.katagami.l g.jp/gyosei/machizukuri/da njokyodo/2677.html			0		0	
5	212	大仙市													
		北松田川	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	ハートフルプラザ 北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流セン ター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			0	0		0	
		にかほ市													
			仙北市男女共同参画拠点施設	角館交流センター	014-0368	仙北市角館中菅沢77一30	0187-54-1003	0187-54-1004			0		0	0	
		小坂町											$\sqcup \downarrow$		
		上小阿仁村						1			-		\sqcup		++
		藤里町											\vdash		
		三種町											\vdash		
		八峰町								-	1		++		+
		五城目町 八郎潟町								<u> </u>	 		++		++-
		八郎海町 井川町								1			\vdash		+
				ちゃっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611	1		 	0	0	++	0	+
5		美郷町	八州门为关六时岁四次尽肥故	-5 6 70	010 0443	1777人四个人一一个人一一个人一一	0100 40 2011	1				Н	++	-	+++
5		羽後町											++		++-
5		東成瀬村						+		1			++		++-

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男 女 共 同	参画・女性の	D た i	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	1 月	1 E	日 琲	.在	で開設済の施設)
道	区	区			職員舞	枚(人)								主		な	事業
府	町							+		+0		#	*	企		= ⊞	
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非	予算額 (千円)	広報	謙	怡談	情 報	古信	父流	と業の・	幽際	調査	- - W
П 	П —	村			勤	常勤	(+17)	報啓発	講座	相談事業	·提供E報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	查研究	その他
ド	ド	名															
Z			7					3	1	1	3	0	3	0	0	0	
5	201	秋田市															
5	202		能代市男女共同参画支援コー ナー	2004年11月1日	0	0	0	0									
5	203	横手市															
5	204	大館市															
			男鹿市男女共同参画推進活動室	2005年2月1日	0	0	0						0				健康づくりクラブ活動
			湯沢市男女共同参画センター	2006年4月1日	0	4	3,492	0	0	0	0						
		鹿角市															
		由利本荘市															
			潟上市男女共同参画センター	2006年3月28日	0	0	123				0		0				ボランティア団体などの活動の場の提供
5	212	大仙市															
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	2006年4月1日	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする 団体へ活動場所の提供
		にかほ市															
			仙北市男女共同参画拠点施設	2006年3月31日	0	0	0				0						
		小坂町															
		上小阿仁村															
5		藤里町															
5		三種町															
5		八峰町															
5		五城目町															
5		八郎潟町															
5		井川町	上海 廿 田 七 廿 日 冬 南 柳 上 芳 雪	0000/=0 = 1 = =				\vdash									
5			大潟村男女共同参画拠点施設	2006年3月1日	0	0	0	0					0				
5		美郷町			-												
5		羽後町			-												
5	464	東成瀬村															

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自		会 長	等	の状					
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
県コ	村コ	町	年	宣言名称	Ø	長	市	比率	区	副市区	比率	長	町	比 率	村	副町村	比 率	会	自治	比 率
1	1	村	月		形		区長数	(%)	長	区 長 数	(%)		村長数	(%)	長	村 長 数	(%)	長	会 長 数	(%)
۲	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		
				9		13	0	0.0	16	0		12	0	0.0	11	0	0.0	3,800	116	3.1
				秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2									1012	43	4.2
			2010年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							367	22	6.0
			2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	. 0	0.0							88	0	0.0
		大館市				1	0	0.0	1	0	0.0							-	_	
			2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							145	5	3.4
		湯沢市				1	0	0.0	0	0								23	1	4.3
5	209	鹿角市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	2	1.1
			2009年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	. 0	0.0							489	3	0.6
				男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
5	212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	. 0	0.0							519	8	1.5
5	213	北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0							230	10	4.3
5	214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							104	1	1.0
		仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0							-	-	
5	303	小坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
5	327	上小阿仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
		藤里町										1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	
5	348	三種町										1	0	0.0	1	0	0.0	102	2	2.0
		八峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
		五城目町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	5	7.1
5	363	八郎潟町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
		井川町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
		大潟村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
5	434	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
			2001年9月30日	羽後町女性議会宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	144	10	6.9
5	464	東成瀬村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議会

- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他

都市道区府町	市区	日 日 福標 議 女を 女を 性金 数 乗 数 乗 乗 数 乗 乗 乗 乗					目標及	び現れ	犬値		目標設定の対象である蓄議会等の範囲				の3)に基 登用状況			自治法(第18 員会等にお			(再掲) 市町村瓜 (委員の			(再掲) 市町村 (会長を	防災会調 含む)				調	査時点コード		
果コード	村	標値)	達成期	会等	女を 性含む	委員	女性委	等 数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員 等数	女性比率(%)	委員会等数	性含		女性比率(%)	総委	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員		目定象審等標現で議の及状と対る会目が値	その他	地方第202 条の3)に 基づく審議 会等を ける 状況	その他	地方第180 条の5)に員 会づく等を登 け 状況	その他
			7		810	655	12,44	17 4,0	000	32.1		559	444	7,564	1,889	25.0	127	77	772	125 16.2	699	75	10.7	723	75	10.4						
	小計				$\overline{}$	\setminus				abla		549	436	7,172	1,771	24.7	127	77	772	125 16.2				$\overline{}$	\geq							
5 201	秋田市	50.0	0 2	2023年3月	137	118	2,36	64	713	30.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	46	39	750	169	22.5	6	4	40	7 17.5	52	5	9.6	53	5	9.4	1		1		1	
5 202	能代市	42.	5 2	2022年4月	68	59	1,57	79	707	44.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	26	20	487	170	34.9	5	4	32	6 18.8	41	9	22.0	42	9	21.4	1		1		1	
5 203	横手市	40.0	0 2	026年3月	51	42	68	33 1	176	25.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	41	31	538	128	23.8	6	3	41	8 19.5	49	10	20.4	50	10	20.0	1		1		1	
5 204	大館市	30.0	0 2	2023年3月	55	44	93	36 2	249	26.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	33	28	512	140	27.3	5	4	36	8 22.2	44	4	9.1	45	4	8.9	1		1		1	
5 206	男鹿市	40.0	0 2	026年3月	31	25	32	25	86	26.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	19	14	220	46	20.9	5	3	32	5 15.6	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
5 207	湯沢市	40.0	0 2	022年3月	60	48	1,34	11 5	588	43.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	30	23	346	106	30.6	5	4	34	8 23.5	35	12	34.3	36	12	33.3	1		1		1	
5 209	鹿角市	40.0	0 2	2026年3月	41	34	48	39 T	153	31.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	18	17	217	53	24.4	5	3	27	5 18.5	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
5 210	由利本群	市 30.0	0 2	2026年3月	44	38	66	35 1	166	25.0	地方自治法第202条の3に基づ〈審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	39	34	627	160	25.5	5	4	38	6 15.8	38	4	10.5	39	4	10.3	1		1		1	
5 211	潟上市	40.0	0 2	2025年3月	44	36	49	99 1	145	29.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	39	33	468	140	29.9	5	3	31	5 16.1	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
5 212	大仙市	35.0	0 2	2025年3月	66	49	1,35	i8 4	450	33.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	38	27	517	144	27.9	5	3	38	3 7.9	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1	
5 213	北秋田市	ī 28.	7 2	025年4月	59	40	67	72 1	183	27.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	30	18	337	75	22.3	5	2	52	4 7.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
5 214	にかほす	ī 50.0	0 2	022年3月	27	25	27	77 1	106	38.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	17	17	200	67	33.5	5	4	26	8 30.8	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
5 215	仙北市	30.0	0 2	2026年3月	28	22	31	6	74	23.4	地方自治法第202条の3に基づ〈審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	26	21	296	72	24.3	5	2	31	3 9.7	29	0	0.0	30	0	0.0	1		1		1	
5 303	小坂町	30.0	0 2	022年3月	22	18	18	39	35	18.5	地方自治法第202条の3に基づ〈審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	17	15	166	32	19.3	5	3	23	3 13.0	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
5 327	上小阿仁										地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条	19	14	181	22	12.2	5	2	19	2 10.5	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
5 346	藤里町	40.0	0 2	2026年3月	16	13	15	51	33	21.9	の5に基づく委員会等	- 11	10	131	30	22.9	5	3	20	3 15.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
	三種町	30.0	0 2	2026年3月	35	19	33	32	72	21.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	17	11	188	42	22.3	5	3	36	5 13.9	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
	八峰町 五城目町	т						-	+	-		11	6	155	12 19	13.8	5	2	26	6 22.2 5 19.2	18 34	4	5.6 11.8	19 35	_	5.3 11.4	1		1		1	
5 363	八郎潟町											12	10	118	30	25.4	5	2	26	4 15.4	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		i	
	井川町 大潟村	35.0) 2	2025年3月	17	16	19	98	49	24.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条	10	5 10	137	13 28	24.1	5 5	3	23	4 17.4 5 18.5	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1 1		1	
	美郷町					-	- "	-			の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	13	6	150	16	10.7	5	3	30	4 13.3	24		0.0	25		0.0	1		1		1	
5 463									⇉			14		169	38	22.5	5	2	36	4 11.1	23	0	0.0	24		0.0	<u>i</u>		<u>i</u> 1		<u>i</u>	
5 464	東成瀬村	† 40.0	0 2	2024年3月	9	9	7	13	15		地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条 の5に基づく委員会等	10	10	121	19	15.7	5	4	21	4 19.0	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都道		市区	目	標設定の対象	であるマ	審議会等	の目標	及び現状	値	目標記	段定の対	対象であ 範囲	る審議	会等の				の3)に基づ 登用状況	く 地	:方自治法(委員会等					村防災会 委員のみ			村防災会	
府県		町	目		審	うち	4/\	うち	女					_	審	うち	4//	うち す	₹ 委	うち	40	うち	女		うち			大を召り	女
п 	П —	村	標 値 (%)	目 標 年 度	議会等数	女性委員	総委員数	女等 性数 委員	性 比 率 (%)			/			議会等数	女性委員	総委員数	女性委員(9	生 員 会 等	女性委員を含む数	総委員数	女等 性委 員	性 比率 (%)	総委員数	女数 性 委 員	女性比率(%)	総委員数	女数 性 委 員	性 比 率 (%)
۴	ド	名				^^		Î							10		392			0 0	0				^			^	=
\vdash	/_	thm+														8			J. I										$ \longrightarrow $
K	\sim	秋田市 能代市	\sim						\sim						0	0	0 85		2.5	0 0	0	_		\leftarrow		\leftarrow	$\overline{}$		\leftarrow
		横手市	$\overline{}$												0	0	00	0	3.3	0 0	0	_				$\overline{}$			$\overline{}$
		大館市													0	0	0	0		0 0	0	_							$\overline{}$
1		男鹿市													0	0	0	0		0 0	0	0							\supset
		湯沢市													2	2	81	26 32	2.1	0 0	0	0							$\overline{}$
		鹿角市							\setminus						0	0	0	0		0 0	0	0		\setminus					$\overline{}$
		由利本荘市	\setminus						\setminus					\setminus	1	1	95	32 33	3.7	0 0	0	0		\setminus					
	\angle	潟上市	\angle		\angle				\angle	\leq	\angle	\leq	\leq		0	0	0	0		0 0	0	·				\leq			\leq
\angle	Z,	大仙市	\angle		\angle				\angle	\angle	_	\angle	\angle	\angle	1	1	94		5.1	0 0	0	_		\leq		\leq			
\mathbf{Z}	Ζ,	北秋田市	\angle		/				_	/	/	\leq	/	\leq	0	0	0	0		0 0	0	_		\sim		\leq	$\overline{}$		
K	/	にかほ市	\sim		_				\leq	_	_	_	/	/	0	0	0	0	_	0 0	0	_		\sim		\leq			$ \langle $
K	/	仙北市 小坂町	\sim		\sim				\sim	\sim	\sim	\sim			0	0	0	0	-	0 0	0					\sim			\sim
K	\sim	小坂町 上小阿仁村													0	0	0	0	-	0 0	0	_		\leftarrow		\leftarrow			\hookrightarrow
K		藤里町													0	0	0	0	-	0 0	0	_				\leftarrow			\hookrightarrow
1		三種町													0	0	0	0		0 0	0					$\overline{}$			$\overline{}$
1		八峰町													0	0	0	0		0 0	0	_							$\overline{}$
1		五城目町													1	0	5	0 (0.0	0 0	0	_				$\overline{}$			\supset
1		八郎潟町													0	0	0	0		0 0	0	0							\supset
		井川町													1	1	32	7 2	1.9	0 0	0	0							$\overline{}$
	$\overline{}$	大潟村													0	0	0	0		0 0	0	0		\backslash					
	\angle	美郷町										\geq			0	0	0	0		0 0	0	0		\setminus					
	\angle	羽後町			$\overline{}$					$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$		0	0	0	0		0 0	0	0							
	\angle	東成瀬村													0	0	0	0		0 0	0	0		$\overline{}$					

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

都市	-	市																										1											80	1					_			10	
道区														管理	機の在則	東状況																職務上(の地位別	職員在時	羅状況				杏			防災	2・危機	管理部周	うへの	記置状況		杏	
AF BT		区		1		55-	-般行政制					- 5¢	ち一般行	- 砂磁	_			_	うち一角	1.行政器			ĺ		- it	一般行	砂礫				51	ち一般行	砂磁	1	Г		うちー	般行政職	84			Rts F	55		55	管理職数		84	
m ++	.	Вт	46	うち			AK 17 HAT	_	部	うち	女	ME.	J 1841.		次	うち	女		,, n	K 13 MA 10		12	j5	女		88134		課品	うち	女	課	9 8813	PA-194	係	うち	*					o 4	災部	,,,	女		ち		点子	o th
PR 11		m)	理	96	女性	管理:	is	女性	局長		性	島	うち	女性	長		性	2	51		女性	長	.	性	課品	うち	女性	補		性	長端	うち	女性	長		性	係	55 性		₹	υ 1	他・局	+	性			×		0) 1E
		#I	総総	女理	Ht.	職	大理	Ė	相	女性	比率	長相	女性	莊	祖当	女性	比率	Ħ			比	相当	女性	比率	長相	女性	莊	佐相	女性	比率	佐	女性	莊	相当	女性	比率	箱	女一定	_			機員管数	住	本		女	比	_	
1 1			数	性職数	率			率 %)	当職	数	(%)	当	数	平(%	200	数		題	90		率 %)	職	数	(%)	当職	数	率 (%)	当	数	(96)	相当	数	率 (%)	職	数	(%)	当職	性 率 (%)				理	数	(%)		901	率 96)	1	
F F	1	名		~				,				職								,	,						(1.2)	膜			職							1,	۴							,		F*	
abla	T		1,219	218	17.9	995	155	15.6	181	25	13.8	142	2 1	3 9	.2 1	57	17 10	.8	124	11	8.9	881	176	20.0	729	131	18.0	1,435	488	34.0	1,101	336	30.5	1,842	636	34.5	1,284	368 28.	7			159	23	14.5	40	1	2.5		
5 201			219	36			29		25	3	12.0	22	2	3 13		41			34	2	5.9	153	30	19.6	133	24		233	44		210	39		445	116	26.1	375	91 24				17	2	11.8	5		0.0	1	
5 202			55	5	9.1		3	6.4	9	0	0.0	9	9	0 0	1.0	9	1 11	.1	9	1	11.1	37	4	10.8	29	2	6.9	44	16	36.4	32	10	31.3	38	9	23.7	30	7 23				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 203			148	36	24.3	82	12	14.6	17	4	23.5	10	0	1 10	.0	42	5 11	.9	20	1	5.0	89	27	30.3	52	10	19.2	183	59	32.2	100	24	24.0	388	160	41.2	226	76 33	3 1			4	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 204			74	13	17.6	50	7	14.0	15	4	26.7	10	0	2 20	1.0							59	9	15.3	40	5	12.5	95	35	36.8	48	9	18.8	176	56	31.8	79	10 12.				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 206	5 男服	鹿市	41	7	17.1	22	3	13.6	15	2	13.3	4	4	0 0	1.0							26	5	19.2	18	3	16.7	100	46	46.0	76	37	48.7	85	42	49.4	55	26 47	3 1			6	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 207	7 湯3	沢市	45	9	13.3	45	6	13.3	9	- 1	11.1	9	9	1 11	.1							36	5	13.9	36	5	13.9	61	13	21.3	61	13	21.3						1			5	0	0.0	- 1	0	0.0	1	
5 209	鹿角	角市	48	12	25.0	42	10	23.8	8	2	25.0	7	7	1 14	L3	4	1 25	.0	4	1	25.0	36	9	25.0	31	8	25.8	49	21	42.9	39	16	41.0						- 1			2	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 210	由和	利本莊市	115	12	10.4	95	11	11.6	24	2	8.3	22	2	2 9	.1	14	1 7	1	13	1	7.7	77	9	11.7	60	8	13.3	130	30	23.1	82	21	25.6	84	12	14.3	52	8 15.	1 1			6	- 1	16.7	2	0	0.0	1	
5 211			34	7	20.6	27	3	11.1	7	0	0.0	6	6	0 0	1.0							27	7	25.9	21	3	14.3	51	24	47.1	39	16	41.0	8	2	25.0	8	2 25.	1			3	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 212	2 大仙	仙市	160	52	32.5	149	43	28.9	14	3	21.4	11	1	1 9	.1	17	2 11	.8	16	1	6.3	129	47	36.4	122	41	33.6	245	101	41.2	232	93	40.1	187	59	31.6	156	46 29.	5 1			11	- 1	9.1	2	0	0.0	1	
5 213	3 北利	秋田市	48	5	10.4	36	3	8.3	15	- 1	6.7	11	1	0 0	1.0							33	4	12.1	25	3	12.0							60	18	30.0	39	11 283	2 1			4	1	25.0	2	1	50.0	1	
5 214	4 IC#	かほ市	47	9	19.1	36	8	22.2	11	3	27.3	9	9	2 22	.2							36	6	16.7	27	6	22.2							57	22	38.6	49	19 38	3 1			5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 215	5 仙北	北市	48	5	10.4	45	5	11.1	10	0	0.0	10	0	0 0	1.0	23	4 17	.4	21	4	19.0	15	1	6.7	14	- 1	7.1	46	20	43.5	37	15	40.5	45	20	44.4	38	16 42.	1			5	0	0.0	3	0	0.0	1	
5 303	3 小均	坂町	6	0	0.0	6	0	0.0														6	0	0.0	6	0	0.0	20	6	30.0	17	- 4	23.5						- 1			8	- 1	12.5	- 1	0	0.0	2 20	21年7月7日
5 327	7 上/	小阿仁村	6	0	0.0	6	0	0.0														6	0	0.0	6	0	0.0	8	4	50.0	6	2	33.3	11	6	54.5	5	1 20.) 1			17	10	58.8	- 1	0	0.0	1	
5 346	藤	里町	8	0	0.0	8	0	0.0														8	0	0.0	8	0	0.0	3	2	66.7	2	- 1	50.0	13	2	15.4	11	0 0.	1			8	0	0.0	- 1	0	0.0	1	
5 348	3 Ξ#	種町	16	3	18.8	15	3	20.0														16	3	18.8	15	3	20.0	31	9	29.0	24	4	16.7	26	9	34.6	24	9 37	5 1			4	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 349	9 /\#	峰町	19	2	10.5	19	2	10.5								1	0 0	.0	1	0	0.0	18	2	11.1	18	2	11.1	20	4	20.0	20	4	20.0	12	4	33.3	12	4 33	3 1			3	0	0.0	- 1	0	0.0	1	
5 361	1 Tit	域日町	17	1	5.9	16	1	6.3								6	0 (.0	6	0	0.0	11	- 1	9.1	10	- 1	10.0	16	6	37.5	14	6	42.9	39	11	28.2	28	11 39.	3 1			9	3	33.3	- 1	0	0.0	1	
5 363			10	0	0.0			0.0						1	1							10	0	0.0	10	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	19	6	31.6	16	5 31.				2	0	0.0	1			1	
5 366	5 #J	川町	5	0	0.0	5	0	0.0							1	_	1	\top				5	0	0.0	5	0	0.0	9	3	33.3	7	- 1	14.3	12	3	25.0	- 11	2 183		1		7	2	28.6	- 1	0	0.0	1	
5 368	3 大清	温村	4	0	0.0	4	0	0.0							1	_		\top		_		4	0	0.0	4	0	0.0	6	2	33.3	6	2	33.3	7		42.9	7	3 42) 1			3	0	0.0	- 1	0	0.0	1	
5 434			19	4	21.1	19	4	21.1	2	0	0.0	2	2	0 0	.0							17	4	23.5	17	4	23.5					1		25	8	32.0	22	8 36				12	2	16.7	2	0	0.0	1	
5 463			19	3	15.8	14	2		_1					1	1							19	3	15.8	14	2	14.3	66	35	53.0	30	- 11	36.7	97	66	68.0	33	11 33				3	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 464			8	0				0.0					t	1	1	1	1	\top		+		8	0	0.0		0	0.0	10	6	60.0		6	60.0	8	2	25.0	8	2 25		t		5	0	0.0	2		0.0	1	

調査時点 議会関係(は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都市	7	市				/		市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	可立 支	接体制	に関する調査						\neg
道原		Z	職員の通称又は旧姓の包	東用を認めていますか 。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次の	問4 問1で1.を選択 した場合、出産	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択	した場合、休暇期	間7 関6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下(てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが、 が無く、運	点からのク のいずれか 運用上認め 用上も認め	かている っていない	きつけ
県 キ		村	1. 明配した規定があり、認めている。 2. 明配した規定はないが、運用上認めている。 3. 専配した規定が無く、 運用上も認めている。 3. 専用とも認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 度前座後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 度前座後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	別した規定		家族の介護		その他
F F	á	名																	
Δ		\leq	10		1の合計	24	1	0	23		0			23	23	23	23	23	20
Δ	_	\leq	1		2の合計	0	23	23	1		24			0	0	0	0	2	2
\square		\leq	2		3の合計	1		1	0		0			0	0	0	0	0	1
		_	12	Martin S. o. 1014 Martin Sept. 7 To 7	4の合計	0								2	2	2	2	0	2
5 20	秋田市	rts	1	秋田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、旧姓を職場における呼称および文書等に使用することができる。	秋田市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4
5 20	2 能代市	ħ	1	能化市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務 の選行に著し、実際を生じないと判断したとき は、速やかに当該職員の旧姓の使用について承 認するものとする。	能代市議会	1	2	2	1	限代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出途のため出席できないときは、出席 予定日の退間(多胎対策の場合にあっては、 出週間第9の日から当該出席の引動の場合にあっては、 過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、あらいとが議長に欠席層を提出す ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 20	3 横手市	ħ	4		模手市議会	1	2	2	1	様手市議会会議規制 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産 予定日の連閲「多齢狂傷の場合にあっては、 14週間前の日から当該出進の日砂を週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を 明らかにして、あたからが選長に欠席層を提出 することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 20	4 大館市	rits	1	大部市電貨目技使用取扱要綱 第2条 直貫は、事心的の機関の内部において 使用する文書を、文化制が各等項に該当し、かつ、製器部長が完全するものについて、旧姓 を使用することができる。	大館市議会	1	2	2	1	大衛市議会会議規制 (久集の間出) 家企会、議員は、公路、疾病、背児、者護、介 選、配得の出産機動きの他やなど考慮が事 が、当日の間無効果では、大田のでは、 は、日本のは、日本のは、日本のは、 は、日本のは、日本のは、日本のは、 は、日本のは、日本のは、日本のは、 は、日本のは、日本のは、 は、日本のは、日本のは、 は、日本のは、 は、日本のは、 は、日本のは、 は、日本のは、 は、日本のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	2			1	1	1	1	1	1
5 20	5 男鹿市	市	3		男鹿市議会	1	2	2	1	另版市議会表議規則 第2条第2項 第24第2項 予定日の合理例を始は版の出格とためては 予定日の合理例を始は版の出格とためては 経過する日本での影開いた。その影響が であったして、まからいの調査と大ス層で 等力として、まからいの調査と大ス層で 等力としてもない。 第24年 (1945年) (1	2			1	1	1	1	1	1

都	市区	市						市区	町村議会の議員の	両 立 支 援	体制に関する調査						
適府県	BJ	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可	問4 問いて、を選択した場合 した場合、出産 該当前分の条文(本文)を記入してくだ。 に係る産前産金 い。 あれているを表す。	問6 関1で1. を選択した場合 間の報酬について減額の るか。	図7 (体型期 間6で1、を選択した場合 規定はあ 放当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明記 2. 明記 3. 明記	事由につ した規定: した規定: した規定:	いて1〜4 がある はないが、 が無く、運	点からのク のいずれた 運用上認め 用上も認め 去に事例か	っていない	さいきつけ
и – п	I	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連手と認めていない。 4. 明記した規定が無く、 連去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(火席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	D がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他 その他	具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病 そ	その他
5 :	207 湯沢	-	2		進沢市議会	1	2	2	議次市議会会議規則 第1章会議 第1節 総別 (季期) 参数 (季期) 参数 (季期) 参数 (季期) 参数 (東京) が表現 (東京) を表現 (東京) を表現	は、ば 出 で 間 間 間 で で 間 間 間 目 で で 間 間 目 目 で に 間 間 目 目 で に 間 間 目 に に 間 間 目 に に に に に に に に に に に		,	1	1	1	1	1
5	209 鹿角	市	1	施角の施泉回接使用取扱要領 高分・電視は、法律及び条例等の規定に反す るおされかな、かつ、電影連行上は非常税 理上事し、協解や開放を指化されかないもの において、旧姓を使用することができる。	鹿角市議会	1	2	2	第市市議会会議規制 第2条 議員は、公孫、疾病、育児、希腊、 議、応保市の出議権助その他のぐむを得く 等級のため出席できないとは、その選出 はならない。 2 議員は、出産のため出席できないとさか は、14週間、第0日から海社派でのよいとさか は、14週間、第0日から海社派をの日後81 を表すと日のた初期の所の計となった。 と他達する日本での期間内においての では、15年のような場合では、15年の によっていた。 では、15年のようないの。 では、15年のようないの。 では、15年のようないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のないの。 15年のない	i.v ト けけれ 、出 て 型 関 間 関 側 間		1	1	1	1	1	1
5	210 由利	川本荘市	4		由利本荘市議会	1	2	2	由利本在市議会会議規則 (欠疾の固出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育権は、が進、保障者の出産情報がその他の分替、 有権は、が進、保障者の出産情報がその他の分替、 を持ない事由のため出策できないとなれ、 対域に対しばならない。 2 議員は、出産のため出策できないとなれ を定めて出産予定日の金融等を計算 合にあっては、は週間前の日からかがため に、その制度を終まする日までの範囲内にお て、その制度をあったして、そのが必然 文集局を提出する日までの範囲内にお	で の 届 2 場 の の		1	1	1	1	1	1
5 :	211 潟上	-市	1	写上市職員の旧技使用に関する取扱い要綱 第2条 旧技性側用できるま書呼は、余等に 経験するおされたが、(研想発音)上支援がないと 認められるものとし、概な別景第1に関げる基準 に接当するものとする。	潟上市議会	1	2	2	以上市議会会議規則 (欠懲の届出) (欠懲の届出) (死念・議員は、公孫、疾病、育児、希護、 議、応候者の出途補助する他のできる様な 等権のからが無害者表でに違反し届けなび はならない。 1 2 議員は、出産のため出版できると 達定と日の追溯(多掛法級の場合にあっ は、14週間) 向日かに当該出でもの 施士(14週間) 向日かに当該出でもの 施士(14週間) 向日かに当該出てもの 施士を持ちている。 「これらのない」というによる 「あった」 「あった」 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり 「もり	い と けけれ こ て 週 週 の 期		1	1	1	1	1	1

都で		市						市区	町村		立支	援 体 制	に関する調査						
府縣		区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。	た場合 「夕度事由と	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	た場合 出産	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください 1. 明言 2. 明言 3. 明言	事由につ こした規定 こした規定 こした規定	いて1~4 がある はないが が無く、運	見点からの: 4のいずれ; 、運用上認 質用上も認る またに事例;	か一つにC がている めていない	Oをつけ
		Ħ	1. 明配した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. 明配した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明配した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 、運の他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護		その他
5 2	2 大仙	山市	1	大仙市職員日姓使用規程 第1条 この即令は、職員が帰風、悪干機組その 他の毎回により再降の形を変更した場合におい て、引き結婚変更新の戸籍の氏に似下11時上と 場合との手様の日本からの手板の日本の長 現を変められのよう。 第2条 この時のの規定は、常動の職員に適用 第3条 職員は、旧社を用いて変更を対象して は旧姓を養用、現代は同姓によりを表して といけを含む。ただし、法令等又は職務、特別の支 原が生る場合は、この限りでない。	大仙市議会	1	2	2		大仙市議会会議規制 第2条第2項 議員は、出意のために出席でき ないときは、出席子型のの意間、多齢技績の 場合にあっては、14週間制の日から無数は 所合にあっては、14週間制の日から無数は 下、その期間を明らかにして、あらかしか議奏に て、その期間を明らかにして、あらかしか議奏に 大黒龍を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	3
5 2	3 北秋	火田市	3		北秋田市議会	1	2	2	1	正秋田市議会会議題門 (実際の温い) (実際の温い) 第4巻、編集は、公務、疾病、育児、看護、介 第4巻、編集は、公務、疾病、育児、看護、介 第4巻、発生の間無を付け、心を指、心の間血を付け、 10月の間識時間よいに最終に関いずはければ 2、議算は、出産のため出策でさないときは、出 は、14週間、前の日から当覧地に使の日後を通知 を手下目のの週間、前の日から当覧地に使の日後の目 は、14週間、前の日から当覧地に使の日後の目標 に関いている。 10月 10日	2			1	1	1	1	1	1
5 2	4 にか	八ほ市	4		にかほ市議会	1	2	2	1	に少年市議会会議規制 (英の登出) 第2条 議員は、公務、在病、再見、看護、介 第2条 議員は、公務、在病、再見、看護、介 第4のは一般の地域できないときは、その理由を付 が、自己の開議等では、議会に属いては、 2 議員は、出産のため出版できないときは、出 差子型のの認問を計画の場合でないときは、は は、14週間前の日から無数出産の日後の週間 を呼がしているかが、のが、 を呼がしているかが、のが、 出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 2	5 仙北	比市	1	協北市職員旧姓使用取扱要綱 第2条、氏を改めた職員で旧姓を使用しようとす 合者は、総務部長の承認を受けなければならな い。	仙北市議会	1	2	2	1	協北市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない とは、出港子と日の道間(多胎状態の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日 後急間配を経過さる日本での範囲において、 その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 集局を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 3	3 小坂	反 断	4		小坂町議会	1	2	2		小阪町議会会議規則 第2条 議員は、公所、保病、出産、胃児、看 第2、介護、民場長の出産補助すの他やなど等な い事前のため出策できないとは、その理由を けが、当日の開始すなでは気いとは、その理由を はなり、日本のは、日本のは、日本のは はなり、日本のは、日本のは、日本のは はなり、日本のは、日本のは、日本のは はなり、日本のは、日本のは、日本のは のからに出版できないときは、出巻で、日本の にのからのは、日本のは、日本のは のからに出版できるのは、日本のは にのからのは、日本のは、日本のは にのから、日本のは、日本のは にのから、日本のは、日本のは にのから、日本のは、日本のは にのから にのから にのから にのから にのから にのから にのから にのから にのから にのが にのが にのが にのが にのが にのが にのが にのが	2			1	1	1	1	1	1
5 3.	7 上小	小阿仁村	4		上小阿仁村議会	1	2	2	1	上小門仁村服舎会規模制 定令 集前にか、偏和、出名、再死、看覧、 では、報信する。 が職、起稿するの記者報称での配合でもできない。 水準高のよの出資でないときは、その理由を 付け、毎日の開闢等数字では最大に同け出なった。 の出版でなれ、ときは、出音が呈のの意間を の出版でなれ、ときは、出音が呈のの意間を の出版でなれ、ときは、出音が目ので記憶を が展別場合しまな、出音が目ので記憶を が展別場合しまな、 には、出音が目的では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	2			1	1	1	1	1	1

都	市	市			/			市区	町 村 部	養会の議員の両	立 支	接 体 制	に関する調査						
適府果		区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産体を 含む)があるか。			問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬についるか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	間7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	てください 1. 明 2. 明 3. 明	。 Cした規定 Cした規定 Cl.た規定	がある はないが、 が無く、運	見点からのグ 4のいずれた 、運用上認め 運用上も認め 最去に事例が	欠席事由につ か一つに〇を めている かていない が無い	いつけ
п — ъ	п — ъ	Ħ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1、を選択した場合 豚当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護		-の他
5	346 蘑	5里町	4		蒜里町議会	1	2	2	1	※里町議会金銭規列 欠乗の周囲 返入が底、近時等の出産機動での他のやさい 返入が底、近時等の出産機動での他のやさい 変を構動は、公路、毎年の出産機動でしている。 を対す、当日の出産機動でしている。 はなければならない。 がおのが悪いたかからが、重量が出産のため、 の出産ではないときは、出産手でのが適間を 動態を変しませない。 は、出産手でのの適間を 動態を図慮していない。 は、出産手でのを適間を 自動性を が成れます。 は、は、日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2			1	1	1	1	1	4
55	348 =	三種町	1	三種専用集団技権用を設要機 関すこの即令は、関系が構成、裏子機制子の の部では、関系が関係という、以下とて呼降上 の形を改めた後も、引き機を特別等のかの声音 することに対して同じいう、定理側において使用 することに対し、のをでなる事だまからのとする。 配次を、この例やは、のを提展の公金を支援を を対象を対象を対象を対象を対象を に、対象を解析、影響を開発を含まり、等な 変換を引発し、影響を開発、全体を に、対象を に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、が、 に、、 に、		1	2	2		三種甲藩会会制規則 (全乗の選出) 第18 第18 第18 第18 第18 第18 前は第七位いときは、出巻予定のの週間を 前は彼の場合にあっては、14週前 前の日か うる禁止性のの日本の間が他はまする日本である から戦化をある日本の間が他はまする日本である。 から がは、15	2			1	1	1	1	1	1
5	349 /\	、峰町	4		八峰町議会	1	2	2		八峰前議会会議規則 底のため出席できないさきは、出度予定日の6 温間を動物気管のど暮台にあっては、14週間 明の自から当版は金の日巻の信息を持って日本 までの動画内において、その機関を明らかにし までの動画内において、その機関を明らかにし できる。	2			1	1	1	1	1	1
5	361 五	城目町	4		五城目町議会	1	2	2	1	五届自申請金規則 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条	2			1	1	1	1	1	1
15		(邮潟町	4		八郎潟町議会	1	2	2	1	人国海町議会金銭銀月 (英の選出) 第2条、編集は、公集、編集、出集、育児、着 第2条、編集は、公集、保養の出産場前その他でした等な い事命のため出策でをないとさは、その事由を たしたないが、またが、日本のは、日本のは たいましたが更にかからず、編集が出産のた か出産でないときば、出帯予度の発展が出産のため 助芸権の利金によっては、14週間前の日から 高世域の単位に、出帯予度の発展が表現では 高世域の上では、14歳の 高世域の上では、14歳の 高世域の上では、14歳の のは、14 のは、14	2			1	1	1	1	1	1
	366 月	川町	4		井川町議会	1	1	2	1	大選杆議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定しかから5・議員が出産のため 出席できないときは、出産予定日の6週間(多)的 協工部の日80回間の各場所でも3回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10回、10	2			1	1	1	1		1

-	市市	市			/	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
	1 区 町	区	MARY ALTRANSIA DI LINGUA CO 6770 S			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	問1で1. を選択 した場合、出産	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択! 間の報酬についるか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明語 2. 明語 3. 明語	の事由についた規定にした規定にした規定にした規定	いて1~4 がある はないが、 が無く、運		りていない
:	1	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明配した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児		家族の介護	疾病 その他
ŀ	; K	名		美郷町職員旧姓使用取扱要網						美郷町議会会議規則								_
	5 434	美郷町	1	(福田) 割り、 20 別令は、海風、栗子経過その他の 第1章 この別令は、海風、栗子経過その他の 事能により、戸屋上の氏を切かた機能が、改正 用することでは、必要な事場を見かるものとす。 (福用電角) 20 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	美郷町議会	1	2	2		米島・一届東京田成功 都県の原定にかかららず、議員が出産のため 地震できないとけば、出産予定日のお園間(多様 地域であります。 地域であります。 地域であります。 地域であります。 地域であります。 地域であります。 地域であります。 あらかし、 のはます。 のはなます。 のはなます。 のはなます。 のはなななな。 のはなななななななななななななななななななななななななななななななななななな				1	1	1	1	1 1
	5 463	羽後町	1	羽後町職員旧姓使用取扱要領 第1条・の要綱は、羽後町の場構製貨(臨時及び 東京制の電景を大きい。以下で職員という。)が、 河間、東子線制での他の事品(以下で銅筒等)は ・ 空線端室の前の再集しの低(以下に関土して ・ でが端室の前の事業との低(以下に関土して ・ 、)を支書等に使用することに関して必要な事 項を定めるものとする。	羽後町議会	1	2	2		羽使町議会会議規則 第二条2 前項の規定にかかわらず、議員が出 でのため出席でなれたされ、出産予定日の次 開係のお出版のでなれたされ、十四個別 前の日から当場とはの日後入週間を経営する 日までの範囲内において、その期間を明らかに して、あらかじめ議長に欠篤順を提出することが できる。	2			1	1	1	1	1 1
	5 464	東成瀬村	4		東戍瀬村議会	1	2	2	1	東成東村議会会議規則 (欠数の周出) 第2条 議員社、公務、傷病、出産、再児、者 第2条 議員社、公務、傷病、出産、再児、者 第2条 議員社、公務、傷病、出産、再児、者 間より、自己の開議時候まではいたさせ、 は当たり、自己の開議時候までは、議会、国行 の出版でなれたさせ、出版手、至日の名間でら が出版でなれたさせ、出版手、至日の名間でも が出版の場合しまっては、14週間があり日か。 当該は雇の目後の名間を結婚する日までの動 間内において、その期間でありまり、 したが、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	2			1	1	1	1	1 2

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

秋田県

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都市	市				市区	町村	議会	の議員の両	可立支援体制に	関する調	查		
道区府町	区	議員の利用することので	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	間11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した場	合、行っている	取組みは、次のうちどれか。	間13 間12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、連称又は旧 財15で、1. を選択した場合 性の使用を認めています か。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライ 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センター 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
果コードド	町村名	または提供がされている。(陈時のものも含む)	 設置または提供する予定である。 	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	定等)がある に関する規定(倫理規	血して オンプロ	に関する議員向け研修 4.その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後見 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	2. 明記した規定はない		1. 位置づけられた規 左記で、1. を選択した場合 定がある。 版当部分の規定を犯入してください。 ない。 3. その他(不明等)
		0	1	3	1	0	0 0			0	0		0
		1	1	3	0	0	0 0			2	2		25
1/2		0	0	19	0	0	0 0			23	2		0
		24	23	0	0	0	0 2			0	21		
5 20	秋田市	4	4	1			4	秋田市議会ハラスメント防止等に 関する申し合わせ事項を決定し た。		3	4		2
5 202	能代市	4	1	3				740		3	2		2
5 203	横手市 大館市	4	4 4	3						3	4		2 2
5 20	男庶市	2	2	3						3	4		2
	湯沢市	4	4	3						3	4	女性議会(模擬議会)の実施	2
5 209	鹿角市	4	4	3				. = m /s 1 Nt 1 (= 99 t 7 ds) A 1		3	4		2
5 210	由利本荘市	4	4	1			4	ハラスメント防止に関する申し合わせを決定している。	,	3	4		2
5 21	潟上市 大仙市	4	4	3						3	4		2
	北秋田市	4	4	1	1				北秋田市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第5条、議員は、次に掲げる政治倫理基準を連 中になければならない。 (1) 前日全体の代表表して、その品位と名誉 を根なう一切の行為を提み、その職所に関し不 正の疑惑をおたれるおされのある行為をしない こと。	_	2		2
5 214	にかほ市	4	4	3					<u> </u>	3	4		2
5 215	仙北市	4	4	3	1				1	3	4		2
5 303	小坂町 上小阿仁村	4	4 4	3 2	1					3 3	4		2 2
5 346	藤里町	4	4	3						3	4		2
5 348	三種町	4	4 4	3 2	1					3	3		2
5 36	五城目町	4	4	3	!					3	4		2
5 363	八郎潟町	4	4	3						3	4		2
5 366	井川町	4	4	3 2	1					3	1 1		2
5 434	大潟村 美郷町	4	4	2						2	4	<u> </u>	2
5 463	羽後町	4	4	3	1				1	3	4		2
5 464	東成逝村	4	4	3	1				1	3	3	1	2